

2013年度 NO. 4 2013. 11. 30

## 目 次

### 1. 講演会と食べる会

#### 「美味しい！の源を尋ねて」

#### ～美味しい料理はうまい食材から～

農産物の生産者が思いを語った。プロの料理人が腕によりをかけて旬の野菜とこだわり畜産物を使って作ったとびきり美味な料理を味わいながら、参加者と交流し、至福の大神を過ごした。安心・安全な食材作りに若い担い手が増えていく。日本の未来もまんざらではない。今回参加の生産者を順に訪問したいと考えている。

### 2. 大阪市環境局主催「事業系ごみ減量セミナー」

#### 第2回 オフィスごみはきちんと分別！

#### ～焼却工場の見学と講演会～

キャンセル待ちが出るほど事業者に人気のあるセミナーの2回目、京都大学環境科学センターの浅利 美鈴先生の講演と、よく遊園地と間違えられる舞洲の焼却工場見学を行った。粗大ごみの保管は屋内で行われ、かなり広いスペースが充てられていた。

### 3. パソコン解体をやっている東大阪市の作業所「とうふく」

パソコンリサイクルに従事する障がい者の情報が、アンテナを張っていると集まり始めた。工賃が他の仕事に比べて高く、単純な作業なので作業所の仕事に向いていると思う。もっとたくさんの障がい者の仕事にできたら、という思いでいる。

### 4. 犬鳴豚当選発表

### 5. 小型家電リサイクル法・家電リサイクル法・資源有効利用促進法・自動車リサイクル法の4法の比較

4つの法律を比較し、パソコンリサイクルのふさわしいあり方を考えてみた。それにしても中央の会議では、随分前から資源有効利用促進法におけるパソコンリサイクルの問題点が明らかにされていながら改善がみられない。この上、小型家電リサイクル法も適用されるとしたら、ますます混乱しないだろうか。

## 講演会 & 食べる会

### 「美味しい！の源を尋ねて」 ～美味しい料理はうまい食材から～

11月24日、住吉区の大阪市立市民交流センターすみよし北で表題の集会在 NPO 法人大阪ごみを考える会と NPO 法人シティズンホームライフ協会の共催で開催されました。参加者は28名。こだわりの食材の生産者と料理人の報告、その食材を使ってプロの料理人が調理した料理を食べるといった贅沢な集会でした。

当会の森住理事長は挨拶の中で、「川上さんが小寺さんのグループとパイプをつないでくれて集会が実現しました。生産者の支援を市民団体が担うことが大事です。今日はその第一歩ですが、今後も続けて行きたいので皆さんにも協力していただいで一緒にやって行きましょう。」と述べました。

#### 講演

##### 1. 「“おいしい”の源は有機手づくり。皆で作って皆で食べる！

～有機栽培は野菜も育てる、人も育てる～

プール学院大 奥 克太郎氏

府立農芸高校を退職して750坪の農地を借り、れんげ農場と名付けました。周りにいるエコを考える主婦が、生ごみをなんとかしようとEMぼかしで有機肥料にして、団地に住んでいる主婦が有機栽培をやっている私のところに持って来るようになりました。これが小寺さんがいう“生ごみぐるぐる”です。雑草だらけの畑を近所のおじいさんやおばあさんが「農と食を楽しむ会」を作り、雑草取りをしてくれています。近くのプール学院短期大学が新しく幼児教育学科を作る時に、理事長に園芸体験をさせたいと頼まれ、「生活園芸」の授業を担当することになりました。学生の感想は、「初めて土に触れたりミミズを見たり、そのことが楽しい。」「野菜を育てて収穫して料理して食べるのは最高においしい。」など感動を呼んでいるようです。

退職して何か始めたいと思って有機栽培を始めたら、どんどん広がって人の輪ができて、これは有機栽培だから声をかけてもらえたのかな、すごいことだなと思っています。

##### 2. 「おいしい食材を求めて～料理人から農業者へ～」

(株)ととろみファーム 加山 渉氏

大学卒業後、カナダにワーキングホリデーで滞在し、帰国後に料理に世界に入ったので遅めのスタートでした。和食の修行の後、高石市の料理店で料理長を務めた経験があります。自分で農業をやりたいかったので、平成24年設立の(株)ととろみファームに加わり、棚田で農薬・化学肥料を使わない野菜作りをしています。今年の8月に箕面市内で加工所兼直売所がオープンし、毎土曜日に野菜の販売を行っています。そもそも、「おいしいものが食べたい」という思いが「料理を作りたい」となり、川上社長の犬鳴豚のようなおいしい食材に出会い、素材が違ふと料理が違ふことがわかりました。大阪の生産者と出会ったことが、私のコンセプト“大阪の食材を使おう”につながりました。大阪を大事にし、大阪で農業をし、伝統野菜を残すなどして大阪を盛り上げて行きたいと思っています。

#### 報告

##### 1. 畜産の現場から

\* 「犬鳴豚の生い立ち」

(有) 関紀産業 川上 幸男氏

なんで「犬鳴豚」になったのか、生い立ちを話したいと思います。中学3年生の時に養豚をやると決め、府立農芸高校を卒業しました。奥先生は飼料作物の先生で3年間お世話になりました。高度成長の時に、円高で穀類の価格が下がり、燃料も下がり、皆、残飯養豚をやめたのですが、私は泉佐野の食品

コンビナートが近くにあるし、残飯養豚をやろうと決めました。泉佐野の養豚組合に肉質研究会を立ち上げ、おいしい豚肉と餌の配合を迫り始めました。平成4年に大阪ごみを考える会で料理教室をやろうと決まり、辻調理師学校で実現したわけですが、朝日新聞の記者が記事に書いてくれたり、TBSと読売テレビが取材に来てくれてメディアに初めて出ることができました。この時の料理教室がなかったら「犬鳴豚」はなかったと思います。市民団体が間に入ってくれたお蔭だと思っています。今日の食べる生き残れないと思ったからです。こういう会が継続して行って、生産者と消費者がつながりを深めて行くような会に発展して行ければ素晴らしいと思っています。

**\*「鶏とおはなし ヨシダファーム ECOでつながる ECOで広がる楽しい養鶏」**

ヨシダファーム 吉田 妙子氏

堺市の南区で養鶏をしています。給餌装置で餌をやっていましたが、鶏があまりおいしそうに食べないので発酵飼料に変えたいと思っていたところ、配合飼料が2倍に上がったため、EMを利用して発酵飼料を少しずつ食べさせて行きました。ひよこから食べさせていると菌が強くなり、鶏糞もそんなに臭くなく、口込みで広がって、近所の農家買いにきます。このごろはEM1から光合成細菌の方に移行し、どんどん進化しています。しょうゆカステラを考案したので、来年の春ごろから製品として出していきたいと考えています。今年の秋の品評会では私たちの鶏が2位になるなど、いろんな人に出会って楽しく養鶏させてもらって、賞までもらって、もっともっとおいしい卵を作ろうと頑張っています。

## 2. 有機農業者の工夫

**「有機農業と資源循環 穂谷農園の挑戦」**

穂谷自然農園 大島 哲平氏

穂谷自然農園は園主の上武 治己が2006年に始めたものです。3ブロック、16圃場で年間40品目を栽培しています。農薬・化学肥料を一切使わず、植物本来の生理をよく理解して、地域の有機物資源を活かした循環型の有機農業を実践しています。今日は有機野菜を持って来ているので2部の料理で食べてもらいますが、やはりおいしいことが実感できると思います。今、市場で売られている野菜は栄養価が激減しています。その原因は植物の生理を無視した大きさと見かけのキレイだけを優先した栽培方法にあります。有機農業の5つの可能性に挑戦して行きます。①食（職）の確保、②環境と生物多様性の保全、③地域社会の再生、④癒しとまなびの場の提供。⑤文化の継承と発信

## 3. 農業にとって6次産業化のメリットをどう生かすか

**「たまご農家のスイーツ作り 6次産業化に取り組んで」(株)芦田ポーターリー 芦田 昭也氏**

ひな段でと平飼い（放し飼い）で鶏を買っており、卵を販売しています。農業の6次産業化の話を聞いて、兵庫県民局を訊ねました。兵庫うましフーズ拡大協議会の先生の指導でスイーツと惣菜作りの5か年計画で6800万円の予算が降りましたが、国は半分お金を出すが80%口も出しますと言われ、スイーツのみに変更をかけて3000万円になりました。6次産業化には法人格がないと認めてもらえないので株式会社にしました。今日は作ったスイーツを持参したので、皆さんに食べてもらいましたが、農家は材料を製造できる強みがあります。たとえば、無味無臭の卵を作ったら牛乳の味が引き立つとか、農家は農家なりのスイーツ作りを目指して行きます。決してモロゾフと張り合うわけではありません。

## 4. これからの有機農業について

**\*「私の有機農業の取り組み」**

大西 博幸氏

木津川の河川敷の400坪の畑で、5年前から農家を始めました。10年前に糖尿病を患い、入院した際

に栄養士さんから「今の野菜は昔と比べて全然カロリーが違う」と言われ、自分で作り始めました。私の子どもはダウン症ですが、畑に小屋を作ると、このごろは小屋に来て遊んでいます。寝屋川養護学校の生徒さんが集めてくれた落ち葉やくらこんさんの昆布の汚泥（ミネラルを含む）、関西空港の食品残渣、EM ぼかしなどを混ぜて堆肥を作っています。その土地に合った野菜作りが大切なのではと思うようになり、京田辺市は海老芋とか里芋が特産なので、200 坪くらいを海老芋にすれば収益が出るのではと考えています。私の子どもだけではなく、みんなが元気に過ごせる環境を畑中心に作って行きたいと考えています。

### \* 「農を通してともに生きる」

(株) アットホーム しぜん塾やぎ農園 大賀 太氏

大西さんの紹介で、こういう会があるというので発表することになりました。やぎを飼って 12 年になります。子どもに障がいがあり、障がい者と一緒にはたらくには農業が一番良いのではないかと、園部町のり溪で始めました。なかなか黒字にはならないですが、収支トントンでいければ良いと考えています。近くは限界集落で高齢者が多いので、若い人たちと障がい者も共に働く場作りを考えています。まったくのド素人から始めた農家ですが、学びながらやっています。今、福島へ安心・安全な農産物を送ることをして、人と人とのつながりを感じています。今日はやぎのチーズを持ってきたので食べてください。

## 2 部の様子と感想

たくさん生産者が食材を持ってきてくださり生産にかける熱い思いを語っていただきました。農産物に愛情を注いで農業に従事しておられる様がよくわかり、非常に中身の濃い集会になりました。やはり食べることは生活の基本です。昔に比べて野菜の栄養価が違う事実には驚きでした。食品廃棄物が問題になっています（食料全体の 2 割 = 1800 万トン）。食品ロス（売れ残り、期限切れ、食べ残し）は 500 万トン～800 万トンもあります。生産者と目に見える関係があれば、食べ物を粗末にできないし、命をいただく謙虚な気持ちになれるのだなあと思いました。



料理人の加山さん



参加者のスピーチ



手をつなぎ歌を歌って交流



集合写真

(記 水川 晶子)

# 大阪市環境局主催「事業系ごみ減量セミナー」

## 第2回 オフィスごみはきちんと分別！

### ～焼却工場の見学と講演会～

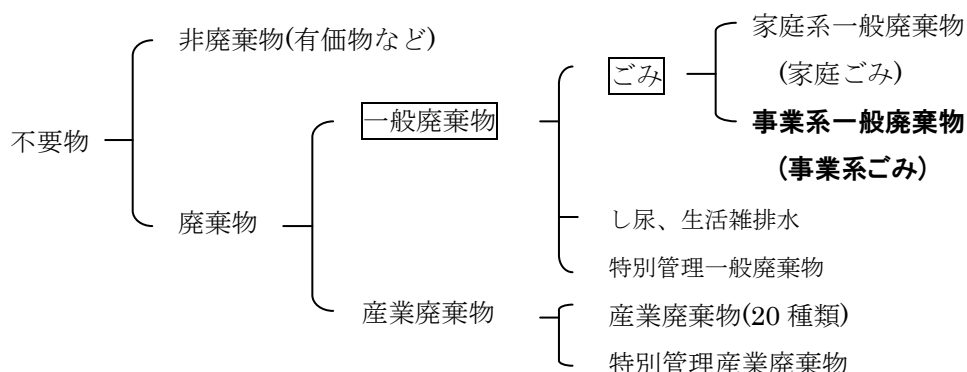
大阪市では本年10月から資源化できる紙類の焼却工場への搬入を禁止された。オフィス古紙の分別・リサイクルでお悩みの事業者に向けてのセミナーが開催され、今回は10月23日に大阪市環境局舞洲工場の見学と浅利美鈴先生(京都大学環境科学センター)の講演「事業系ごみをどう減らすか」でした。講演並びに舞洲工場の見学の様子を報告します。

#### 演題「事業系ごみをどう減らすか」

##### ●事業系ごみとは、

まず基本となる廃棄物処理法において『廃棄物』とは、ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く)となっている。『ごみ』は何なのかの定義はない。し尿なども一般廃棄物である。

価値ある物(有価物)は廃棄物ではないのでこの法律の適用外である。価値を持たないもの、価値が一旦無くなったものが廃棄物(ごみ)である。ここでは『ごみ』≡ 不要な固形状のものとする。廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に分類される。



産業廃棄物として20種類のものが指定されている。一般廃棄物とされるものはこれら20種類以外のものである。特別管理一般廃棄物・特別管理産業廃棄物に指定されるものがあるがこれらは非常に有害なものである。

一般廃棄物には家庭系一般廃棄物(家庭ごみ)と事業所から排出される事業系一般廃棄物とがあり、この事業系一般廃棄物が本セミナーで議論する事業系ごみである。

##### ●なぜ、事業系ごみ削減？

社会的にごみを減らすことが重要である。

焼却工場では事業系ごみの占める割合が量的に無視できない状況になっている。

会社においては事業系ごみの削減により事業者のコスト削減に繋がる可能性がある。具体事例もあり、ごみを適正に分別資源化することはコスト削減になる。

会社のトップに立つリーダーの意識・理解が進めば会社の体質が良くなることに繋がる。

ごみは、会社の心・可能性を映す鏡、ごみに愛情をこめて出してほしい。

一般廃棄物は住民一人当たり大雑把には1kg/日である。そのうち3割は事業系廃棄物であるという実態がある。これが削減の大きなターゲットになる。これは全国の平均である。しかし大阪市内



は6割強となっている。事業所数が多い、昼間人口が多い、等の理由があると思われる。

構図的には他都市では家庭系の上に事業系が乗っているのであるが、大阪市では他都市に比べ逆になっている。これが事業系ごみ削減の必要となる理由である。

#### ●削減のための ホップ ステップ ジャンプ (PDCA)

自分たちがどのようなごみをどれ程のごみを出しているかを一ヶ月程度でも量ってみることで把握する。削減分別目標を立てる。分別箱を置いて実践する。仲間づくりをする。評価をする。取り組みを継続して改善する。

#### ●事業系ごみ削減のポイント

《わける × 減らす》 分けること。文具、日用品、本などをリユースする。リユースコーナーを職場に作っておくと結構活用されている例がある。リサイクルできる品目ごと(缶びん PET ボトル生ごみプラスチック類紙等)に分けるように社員を誘導する。残りは可燃ごみとなる。家庭での分け方とあまりにもかけ離れないようにする。そしてそれぞれの物を減らす。

#### ●減らすこと = 3R の確認。

削減策《Reduce 編》 = 発生抑制(最も重要である)。

コピー用紙の使用量削減、両面に印刷する、裏紙利用。通い封筒や通い箱、マイバッグ等を活用する。ホチキスは針なしを採用する。お茶やコーヒー等はマイカップ マイ箸を利用、洗剤などは詰め替え用を利用し物品購入の際には在庫をしっかりとチェックして買いすぎないようにする。

削減策《Reuse 編》 = 再利用。

封筒やファイル、フォルダーの再利用、梱包材や段ボール箱などの再利用、会議や来客用にはペットボトルではなく、お弁当もリユース容器で販売するお店を優先する。リユースコーナーを設けて不用品の交換を促進しリユースを推進する。

削減策《Recycle 編》 = 素材利用マテリアルリサイクル、熱利用サーマルリサイクル。

分別した資源は、納品業者か、廃棄物処理許可業者へ資源化物として引き渡す。分別すればそのような業者に回収してもらえる。プリンターのインクカートリッジはメーカー回収へ、小型二次電池は回収して JBRC(電池リサイクル団体)へ、連絡すれば回収箱を送ってもらえる。蛍光灯は、水銀処理が注目されており、適正処理をお願いしたい。

#### ●落ちこぼれや開き直りを出さない工夫

「どうすればよいのかよく解らない」と迷った時には何を入れてもよいよ、という救済箱を設置しておく。またモチベーションの上がることをすべきである。

#### 舞洲工場へ移動して見学

環境局の説明、10月から始った資源化可能な紙類のリサイクルについて(焼却工場への紙ごみ搬入禁止について)、パンフレットで説明された。パンフレットに書かれているのはどの製紙工場にも当てはまることを書いているが実際には製紙工場によって多少条件が変わるので問い合わせしてほしいとのこと。なお、パンフレット内容は大阪市のホームページに入って、事業者の方へ → 事業系ごみ → 事業系ごみのお知らせ → 「事業系ごみの分け方・



舞洲工場

出し方」に詳細が、舞洲工場見学については 舞洲工場の見学受付 を検索してみてください。

工場見学の内容は割愛します。

(記 吉田 義晴)

## パソコン解体をやっている東大阪市の作業所「とうふく」

社会福祉法人 青山会の機関誌「とうげざあ〜」が自治会の回覧板として我が家に回ってきました。何気なく目を通すと新聞・雑誌・段ボール・アルミ缶・スチール缶等の再生資源の回収に協力を訴える内容とともに「不要になったパソコンを回収します」との記事が掲載されていました。

早速、作業所「とうふく」を訪問し、担当の生活支援員南田さんにお話を伺いました。「ここでは6年くらい前から新聞やあき缶等の再生資源を回収する時に、不要になったパソコンを回収してくれないかとの依頼があり、それ以降回収しています。回収したパソコンは東大阪市にあるMR サービスという会社に持ち込んでいました。『4年くらい前に事業者からパソコンの解体をしてみてもどうか。ドライバー1本で大体は分解できるよ』との話があり、それ以来MR サービスから受けたパソコンの解体を行って来ました。作業はスタッフ1名と通所者3~4名で他の作業の合間に不定期で行っています。現在作業には80~100台の在庫があり、分解した品物の納品と引き取りをセットでしています。工賃は1台当たり40円です。ドライバー1本あれば遊び感覚で分解できることを重要視しています。ともすれば時間を忘れて作業に集中するのでそこは気を付けています。」とのことでした。

後日、品物の納品にMR サービスに行く南田さんに同行し、MR サービスの松本さんに話を伺いました。「納入された電子基板は同和ホールディングス傘下のDOWAメタルマインの子会社で、秋田県小坂町に本社及び精錬所がある小坂精錬(株)の大阪営業所に運んでいる」とのことでした。また、「就労支援に少しでもお役に立てたらと思い、作業を委託している」とのことでした。

(記 日高 正之)



### 犬鳴豚当選者発表！！

今回の当選者は次の3名の皆さんです。大澤浩子さん、小寺悦子さん、阪野 修さんです。  
おめでとうございます。

今回も募集しますので、感想をお寄せください。締切は1月17日です。よろしくお願ひします。

住所、名前、電話番号、ご感想や新企画などを書いて事務局までお送り下さい。

大阪ごみを考える会事務局：吹田市江坂町4-23-7-309 水川方

### 会費納入のお願い

日ごろより、当会の運営に関しましてご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。私たちの活動は、皆様方の会費により支えられております。会費の納入をお願い申し上げます。郵便振替用紙を同封しておりますが、既にこの通知前に納入済みの際はご容赦ください。年会費は次の通りです。

正会員：5,000円 賛助会員：2,500円 法人会員：10,000円

金融機関名：ゆうちょ銀行 振替口座番号 00960-9-251431

加入者名：NPO法人 大阪ごみを考える会

## 小型家電リサイクル法・家電リサイクル法・資源有効利用促進法・ 自動車リサイクル法の4法の比較

### 法律に書かれている事項

調査と情報第780号「小型家電リサイクル法の経緯と課題」農林水産課 藤田 実花著による、「小型家電リサイクル法・家電リサイクル法・資源有効利用促進法の比較」の表を参照し、新たに自動車リサイクル法を加え、4つの法の比較をし、これまで調べた内容を浮き彫りにしてみました。

法律名	小型家電リサイクル法	家電リサイクル法	資源有効利用促進法 (指定再資源化製品関連)	自動車リサイクル法
制度	促進型	義務型	促進型	義務型
目的	使用済み小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を図る	特定家庭用機器の小売業者及び製造業者等による特定家庭用機器廃棄物の収集運搬並びに再商品化等に関し、これを適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、廃棄物の減量及び資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を図る	資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済み物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源の及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずる	自動車製造業者及び関連事業者による使用済み自動車の引き取り及び引き渡し並びに再資源化を適正かつ円滑に行うための措置を講ずることにより、使用済み自動車の係る廃棄物の減量並びに再生部品の十分な利用
対象機器	施行令の28分類に含まれる電気機械器具 ・携帯電話端末及びPHS端末、デジタルカメラ、パソコン、電子レンジ等	4品目 ・家庭用エアコン、テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	2品目 ・パソコン、小型二次電池	対象車種 次に掲げるものを除く全ての自動車(トラック・バスなどの大型車や、ナンバープレートをつけていない構内車も含む。) ・被けん引車 ・二輪車(原動機付自動車、側車付のものも含む) ・大型特殊自動車、小型特殊自動車 ・その他政令で定めるもの また、対象となる自動車であっても、保冷貨物自動車の冷蔵装置など取り外して再度使用する装置は対象外
割 各段階における関係者の役	排出	排出	記述なし	排出
	消費者・事業者 ・分別して排出、適正な引き渡し (6条)(7条)	消費者・事業者 ・適正な引き渡し ・収集・再商品化等に関する費用負担 (6条)		自動車所有者 ・使用済となった自動車を引き取り業者に引き渡す(中古車として引き取り、販売する場合には、使用済自動車には当たらない)(8条) ・リサイクル料金を負担する(73条)



各段階における関係者の役割	収集・運搬等	市町村 ・分別して収集 ・再資源化を適正に実施し得る者への引き渡し（5条）	市町村 ・収集した対象機器の廃棄物を製造業者等に引き渡すことができる（54条）	記述なし <u>法律には判断基準のみが記述されている</u>  指定再資源化事業者の判断の基準となるべき事項 ・自主回収の実効の確保等 ・再資源化の目標に関する事項等 ・市町村から引き取りを求められた場合における引き取りの実施等（26条）	引き取り業者（都道府県知事等の登録制） ・自動車所有者「から使用済自動車を引き取りフロン回収業者又は解体業者に引き渡す（10条） フロン回収業者（都道府県知事等の登録制） ・フロン類を適正に回収し、自動車製造業者に引き渡す（13条） 解体業者（都道府県知事等の登録制） ・使用済自動車のリサイクル・処理を適正に行い、エアバッグ類を、自動車製造業者等に引き渡す（16条） 破砕業者（都道府県知事等の登録制） ・解体自動車（いわゆる廃車ガラ）のリサイクル・処理を適正に行い、シュレッダーダストを自動車製造業者に引き渡す（18条）
	再資源化・再商品化等	製造業者の責務 ・部品や原材料の工夫により再資源化費用を軽減し、再資源化により得られた物の利用に努める（9条）  認定事業者その他再資源化を適正に実施し得る者 ・認定事業者については、収集を行おうとする区域内の市町村から引き取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き引き取りに応ずる義務あり（12条）	製造業者等 ・引き取り義務（自らが過去に製造・輸入した対象機器）（17条） ・再商品化等実施義務（18条）  指定法人 ・義務者不在、中小業者の委託による場合等に、引き取り等を行う（33条）	製造事業者等 ・自主回収の実効の確保（省令1条） 事業者は、指定回収場所において使用済パソコン（事業活動によって生じたものを除く）の自主回収をするに際しては、対価を得ないものとする。ただし、正当な理由がある場合はこの限りでない。（省令1条-2） ・再資源化の目標に関する事項（省令2条）	自動車製造業者、輸入業者（自動車製造業者等） ・自らが製造又は輸入した自動車及使用済となった場合、その自動車から発生するフロン類、エアバッグ類及びシュレッダーダストを引き取り、リサイクル（フロン類については破壊）を適正に行う（21条）

家電リサイクル法と自動車リサイクル法は、関係者に義務を課す義務型の制度となっており、関係業者の役割が詳細に亘って決められ、製造者責任が明確に文書化されています。自動車リサイクル法では、排出者は自動車所有者となっており、消費者・事業者の区別はありません。それに比べて、小型家電リサイクル法と資源有効利用促進法は促進型の制度で、小型家電リサイクル法には関係者の役割がそれぞれ決められていますが、製造者責任については、9条に部品や原材料の工夫により再資源化費用を軽減し、再資源化により得られた物の利用に努めることしか書かれていませんし、促進型の法律の為、法的拘束力はありません。資源有効利用促進法には、製造者が自主回収することのみが書かれていて、消費

者・事業者の役割については、法の条文、省令のどこにも書かれていません。唯一、パソコン 3R 推進協会の HP に見つけることができます。つまり、排出者責任も製造者責任もあいまいなままです。

資源有効利用促進法にはパソコンリサイクルについて、省令 2 条に再資源化の目標値が定められています。以下の表ですが、省令 2-2 に H15 年度までに達成することが定められています。これは再資源化量 (t) を処理量 (t) で割ったもので、回収率ではありません。H13 年度に法律ができた当初からこの目標は既に達成しています。最近のデータを同じ表にしました。

製品区分	再資源化目標	H23 年度再資源化率 (%)	
		事業系	家庭系
デスクトップ型パソコン	50%	81.0	74.1
ノートブック型パソコン	20%	64.9	53.6
ブラウン管式表示装置	55%	76.5	73.0
液晶式表示装置	55%	78.7	70.8

パソコン 3R 推進協会資料より

### 使用済パソコンの行方

(中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会 小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会 (第 4 回) 資料より)

H22 年度のパソコン 3R 推進協会資料によると、事業系パソコンは、有価物として 56.6%が市場に回り (この中には中古販売業から輸出される物も含む)、廃棄は 43.3%ですが、パソコンメーカールートを通るものはわずか 4.8%。残り 38.5%は産廃業者ルートへ流れます。家庭系パソコンは、有価物として流通するのが 56.1%、廃棄は 35.5%、その他、退蔵が 8.4%となっています。

廃棄される家庭系パソコンはメーカー回収が 31.8%、自治体回収が 20.6%、不用品回収業者へ流れるのが一番多く 47.6%となっています。

### 問題点

同上の資料には、家庭から廃棄される使用済パソコンは、不用品回収業者への流出を止めない限り、どのような仕組みで回収しようとしても、現行制度以上に回収量を増大させることは困難であること、使用済パソコンのユーザからの排出ルートは多数あり、パソコンメーカーは、ユーザにとって、多様な排出ルートの一つでしかないこと、使用済パソコンは、「有価物」としての社会的な循環システムが既に形成されており、有価物として流通するものは、パソコンメーカーの努力だけでは回収リサイクルできないという問題点が挙げられています。また経産省の資料 (H19 年) には、メーカー系リサイクルルートが個別メーカーごとに構築されており、基本的には複数社の製品を扱えないことが指摘されていて、リース会社にとって利便性が少ないことが明らかにされています。

### どうすれば良いのか

4 法を比較して来ましたが、義務型の 2 法はうまく回っています。パソコンリサイクルも何度も繰り返して述べているように、当初の計画通りリサイクル料金を上乗せして販売し、処理した者に処理費が支払われるようにすべきと思います。ごみの分別の基本=もの別に回収するシステムを作らないと、大海に放ってしまっは「労多くして功少なし」になってしまいます。そのためには処理費を明確にしておく必要があります。パソコンは小型家電リサイクル法でも対象品目になっていますが、排出者の混乱やリサイクルに質の低下を招く恐れがあります。

(記 水川 晶子)